

# 富岡市総合計画策定方針

平成18年8月  
富岡市

# 富岡市総合計画策定方針

## 1 計画策定の必要性及び趣旨

本市は、富岡市と妙義町の新設合併という地方自治体の基本的な枠組みの変化に加えて少子高齢化、高度情報化、国際化、深刻化する地球環境問題、防犯・防災への市民意識の高揚など、これまでに経験したことのない様々な課題に直面しています。

このような中で、これらの課題に的確に対処し、より豊かな市民生活を実現するため、市民と行政のパートナーシップのもと、長期的なまちづくりの方向性を示すとともに、総合的かつ計画的な行政運営を図るため、地方自治法の規定による基本構想を定める必要があり、富岡市総合計画を策定するものです。

## 2 計画の名称

計画の名称は「第1次富岡市総合計画」とします。

## 3 計画の構成

計画の構成は、基本構想（地方自治法第2条第4項）、基本計画及び実施計画の3層で構成します。

### 【基本構想】

基本構想は、まちづくりの基本理念とこれにより実現をめざす富岡市の将来像（基本目標）を定め、市政運営の基本方針を示すものです。

### 【基本計画】

基本計画は、基本構想に掲げる将来像の実現に向けて、各分野で取り組むべき施策の基本方向と施策の体系を明らかにするものです。

### 【実施計画】

実施計画は、基本計画で示した施策の方向・体系にしたがって、具体的な事業の内容を明らかにするもので、毎年度の予算編成の指針となるものです。

## 4 計画期間（目標年次）

計画の期間は、平成20年度から平成27年度までの8年度間とします。これは、合併に伴い作成した「新市建設計画」の目標年次と合わせるためです。

なお、環境変化に柔軟に対応し円滑な進行管理を期するため、毎年度、事業の評価、検証を実施する、ローリング方式により運用を図るものとします。

## 5 計画の基本方針

### （1）市民との協働による計画づくり

計画の策定段階で市民と行政が一体となって計画づくりを行います。市民の意見を的確に把握し、計画に反映させていきます。

## (2) 実現性・実効性の確保

社会経済情勢や行財政状況の変化及び市民ニーズの多様化を把握し、求められるまちづくりに対応する施策の選択と重点的な施策展開を図ることにより、実現性と実効性の高い計画の策定に努めます。

## (3) わかりやすい計画

目標や指標を掲げ、誰にとってもわかりやすい計画をめざします。

## (4) 他の計画等との関連性の確保

国、県などの上位計画との整合性を図るとともに、市の個別計画との整合性と体系化を図ります。

また、新市建設計画の基本理念、将来像等を尊重して策定するものとします。

## (5) 進行管理と評価システムの構築

計画に掲げるまちの姿にどのくらい近づいたか、それぞれの事業がどのくらい貢献したかを評価し、その結果を次の事務事業の企画や実施、予算配分等に反映していく仕組み(行政評価システム)をめざします。

## 6 計画の策定の体制

### (1) 市民の参加体制

市民からの公募等による、「富岡市総合計画策定市民委員会」を設置し、市民の目線から計画案の検討を行います。

無作為抽出した世帯を対象とした「市民アンケート」を実施し、市民の意向を計画に反映させます。

地区別懇談会を開催し、市政への要望の把握に努めます。

富岡市出身の市外在住者からの提案・意見を聴取します。

市内企業等の意向調査を実施します。

### (2) 審議会の設置

富岡市総合計画審議会条例に基づき、審議会を設置し、計画案について審議いただきます。

### (3) 庁内の策定体制

計画策定への職員の参画意識が計画の実効性をより高めるため、「富岡市総合計画策定委員会」(専門部会・分科会)を設置し、全庁体制のもとに計画の策定を推進します。

## 7 策定の日程

平成19年12月までに策定することとします。